

○熊本市重度障害者日常生活用具給付事業の実施に関する規則〔障がい保健福祉課〕

平成28年3月31日

規則第59号

(目的)

第1条 この規則は、在宅の重度の障害を有する者に対し、日常生活に使用する用具（以下「日常生活用具」という。）を給付する重度障害者日常生活用具給付事業を実施するために必要な事項を定めることにより、日常生活の便宜を図り、もって障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(地域生活支援事業)

第2条 本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に基づく地域生活支援事業とする。

(給付の対象等)

第3条 市長は、市長が別に定める要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、日常生活用具の給付を行うことができる。

2 給付の対象となる品目、その数量その他の支給の内容は、市長が別に定める。

(申請)

第4条 日常生活用具の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(審査等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、審査を行い、適当と認めるときは、申請者に対し、日常生活用具の給付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する給付の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(届出)

第6条 前条第1項の規定により日常生活用具の給付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったときその他市長が別に定める要件に該当したときは、受給者又はその家族若しくはこれに準ずる者が速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第7条 給付を受けた日常生活用具は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(決定の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、日常生活用具の給付の決定の全部又は一部を

取り消すことができる。

- (1) 受給者が第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により日常生活用具の給付を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件に該当するとき。

(返還)

第9条 市長は、前条第3号の規定に該当するときその他市長が別に定める要件に該当するときは、その者に対し、給付した日常生活用具に相当する費用の全部又は一部の返還を求めることができる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。